

広島県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年八月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
竹原市忠海中町三丁目一九三二番一地从先から 竹原市忠海中町三丁目四八四一番一地从先まで		新	一四・三〇 二六・〇〇	四九八・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
		旧	一四・三〇 二六・〇〇	四九八・〇〇	